

個人情報保護法第 24 条に係る委員会規則の方向性について

1. 背景

個人情報保護委員会は、国境を越えた個人データの流通が増大する中、その円滑な移転を確保するための環境整備に取り組んでいるところである。その中で、日 EU 間の個人データの移転については、相互の円滑な移転を図る枠組みの構築を視野に、欧州委員会司法総局との間で累次の対話を重ねてきており、互いの個人情報保護制度に関する理解が進んでいるところである。こうした状況を踏まえ、個人情報保護法第 24 条における外国指定に関する委員会規則について、次のような考え方を軸に検討を進めることとする。

2. 規則の方向性

委員会規則に、次の①～⑤を外国指定に当たっての判断基準として盛り込む方向で検討する。

- ① 個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者の義務に関する規定に相当する規定又は規範があること、また、これらを遵守する態勢が認められること。
- ② 独立した個人情報保護機関が存在し、当該機関が必要な執行態勢を確保していること。
- ③ 我が国としてその外国を指定する必要性が認められること。
- ④ 相互の理解、連携及び協力が可能であること。
- ⑤ 個人情報の保護を図りつつ相互の円滑な移転を図る枠組みの構築が可能であること。

3. 個別の外国の定め方

個別の外国については、上記の委員会規則に基づき告示において規定することを検討する。

(参考条文)

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年第七号）

（外国にある第三者への提供の制限）

第二十四条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。